

公共工事請負代金債権信託に伴う債権譲渡の承諾に係る取扱いについて

d3多総総第101号

令和3年4月23日

多摩市（以下「市」という。）は、市と工事請負契約（以下「請負契約」という。）を締結している請負事業者（以下「受注者」という。）に新たな資金調達の道を開くため、受注者が株式会社きらぼし銀行の公共工事代金債権信託による融資を利用する場合において、工事請負契約書第5条第1項ただし書きに基づき工事請負代金債権の譲渡を承諾することとし、承諾に関し必要な事項を次のとおり定めるものとする。

（対象工事）

第1条 債権譲渡の承諾の対象となる工事は、以下の全てに該当する工事とする。

（1）契約金額が1,000万円以上の建設工事であること。

なお、契約変更により契約金額が変更された場合は、債権譲渡の承諾申請を行った時点における変更後の契約金額が1,000万円以上であること。

（2）対象工事の進捗率が支払済の前払金及び中間前払金又は部分払金の相当割合をおおむね超えていること。

（3）以下に掲げる事項に該当していないこと。

ア 当該請負契約の履行期限まで2週間に満たない場合

イ あらかじめ債権譲渡を禁止する旨の定めがあり、工事請負契約書第5条第1項ただし書きを適用しない契約である場合

ウ その他、受注者の施工能力に疑義が生じているなど、債権譲渡を認めることが不相当と判断される場合

（債権譲渡の範囲）

第2条 債権譲渡の承認の対象となる工事請負代金債権の額は、当該請負工事が完成した場合において、工事請負契約書第31条第2項の検査に合格し引渡しを受ける出来形部分に相応する工事請負代金から、既に支払をした前払金、中間前払金、部分払金及び請負契約により発生する市の請求権に基づく金額を控除した額とする。

ただし、請負契約が解除された場合においては、工事請負契約書第45条第1項の出来形部分の検査に合格し引渡しを受けた出来形部分に相応する工事請負代金から既に支払をした前払金、中間前払金、部分払金及び請負契約により発生する市の請求権に基づく金額を控除した額とする。

2 債権譲渡承諾後に当該請負契約に変更が生じ、契約金額が増減した場合の工事請負代金債権の額は、債権譲渡承諾時の工事請負代金債権の額から契約変更により増額又は減額された後の額とする。

（受注者の条件）

第3条 債権譲渡の承諾を申請する受注者が満たすべき条件は以下のとおりとする。

（1）次に掲げる事項のいずれかに該当すること。

ア 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に定める中小企業者（以下「中小企業者」

という。)

イ 中小企業者以外のものであって、かつ、当該工事の履行に関し、下請負人等である中小企業者に対する支払計画がある場合

(2) 次に掲げる事項のいずれの場合にも該当していないこと。

ア 破産法（平成16年法律第75号）第18条第1項の規定により破産手続開始の申立てをした場合

イ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項の規定により更正手続開始の申立てをした場合

ウ 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項の規定により再生手続開始の申立てをした場合

エ 会社法（平成17年法律第86号）第511条第1項の規定により特別清算開始の申立てをした場合

オ 手形交換所の取引停止処分を受けた場合

カ その他債務の弁済が不可能となった場合

(3) 過去2年間、多摩市発注工事における工事成績不良により、指名停止処分を受けていないこと。

(債権譲受人)

第4条 債権譲受人は株式会社きらぼし銀行とする。

(債権譲渡の承諾に係る事務担当)

第5条 債権譲渡の承諾に係る事務については、契約担当部署において処理するものとし、債権譲渡の承諾に関する全ての事務手続は、契約担当部署を窓口とする。

(債権譲渡の承諾申請)

第6条 公共工事代金債権信託を利用しようとする受注者は、債権譲受人との間に、市の債権譲渡の承諾を停止条件とする公共工事代金債権信託契約を締結するものとする。

2 債権譲渡の承諾申請に際しては、債権譲渡人である受注者（以下「債権譲渡人」という。）と債権譲受人が共同して次の書類を提出するものとする。書類の提出に際しては、契約担当部署に持参するものとし、郵送による提出は認めない。

ただし、共同して持参できない場合は、委任状（様式2）を提出することにより、単独で提出することができるものとする。

(1) 債権譲渡承諾依頼書（様式1） 3通

(2) 締結済の公共工事代金債権信託契約書の写し 1通

(3) 工事履行報告書（様式7） 1通

(4) 発行日から3か月以内の債権譲渡人及び債権譲受人の印鑑証明書（原本） 各1通

(5) 当該請負契約締結時の債権譲渡人の印が、使用印又は代理人印（以下「使用印等」という。）である場合は、建設工事等競争入札参加資格審査受付票（以下「受付票」という。）の写し 1通

(6) 下請負人等に対する支払状況・支払計画書（様式3） 1通

(7) 契約保証金相当額を保険又は保証によって担保されている工事で、保険又は保証約款等により当該保険会社又は保証会社の承諾が義務付けられている場合は、必要な承諾を受けている旨

を証するもの 1通

※約款等の写しを添付のうえ、該当する条項を朱線等で明示しておくこと。

- 3 前項第2号については、提出時に原本を提示するものとする。
- 4 申請書類の提出期限は、当該請負契約の履行期間末日の2週間前までとする。

(債権譲渡の承諾基準)

第7条 債権譲渡は、受注者が第3条に定める条件を満たすととも前条第2項に定める申請書類について、次の各号に定める事項が確認された場合に承諾するものとする。

(1) 必要事項の全てが記載されていること。

(2) 債権譲渡人の所在地、商号又は名称、及び代表者職氏名が、工事請負契約書と一致していること。

ア 前条第2項第1号、第3号及び第6号に定める申請書類に使用した印が、工事請負契約書と一致していること。なお、契約締結後に使用印等の変更があった場合には、受付票により確認できること。

イ 前条第2項第2号に定める申請書類に使用した印が、印鑑証明書と一致していること。

(3) 債権譲受人の所在地、商号又は名称、代表者職氏名及び使用した印が、印鑑証明書と一致していること。

(4) 工事名、契約番号、工事場所、契約締結日、工期に誤りがなく、かつ第1条に定める対象工事であること。

(5) 工事請負代金額、支払済前払金額、支払済中間前払金額及び部分払金額に誤りがなく、申請時点における債権譲渡額が請負契約に基づき債権譲渡人が請求できる債権金額と一致していること。

(6) 当該請負契約が解除されていないこと、又は、工事請負契約書第42条第1項各号に該当するおそれがないこと。

(7) 建設共同企業体（以下「JV」という。）案件の場合、JVの名称、JVの代表者及び構成員の所在地、商号又は名称、代表者職氏名の記載がJV協定書と一致していること。

ア 前条第2項第1号、第3号及び第6号に定める申請書類にJVの代表者の使用した印が、工事請負契約書と一致していること。

なお、この場合において、JVの構成員の押印は不要とする。

イ 前条第2項第2号に定める申請書類にJVの代表者の使用した印が、JV協定書と一致していること。

(8) 対象工事について、前金払、中間前金払、部分払がなされている場合は、当該工事の進捗率が支払済の前払金、中間前払金、部分払金の相当割合をおおむね超えていることを工事履行報告書により確認できること。

(債権譲渡の承諾)

第8条 債権譲渡の承諾は、第6条第2項に定める申請書類の提出を受けた後、第7条各号に定める事項を確認したうえで、債権譲渡承諾書を債権譲渡人及び債権譲受人にそれぞれ1通を交付することにより行う。

- 2 前項の交付は、申請書類の提出を受けた後、おおむね2週間以内に遅滞なく行うものとする。
- 3 債権譲渡を承諾した場合は、直ちに債権譲渡整理簿（様式6）に記載する。

(債権譲渡の不承諾)

第9条 第6条第2項に定める申請書類の提出に不備がある場合、又は、第7条各号に定める事項の確認ができない場合には、債権譲渡の承諾は行わない。

2 前項の場合には、速やかに、債権譲渡人及び債権譲受人に承諾しない理由を付した債権譲渡不承諾通知書(様式4)を交付し、あわせて申請書類を返却するものとする。

(出来高の確認)

第10条 公共工事代金債権信託契約に基づき出来高確認が必要な場合は、債権譲受人が当該出来高確認を行うものとする。

2 前項による出来高確認を行うに当たり現場確認の必要がある場合には、債権譲受人は、事前に工事出来高確認協力依頼書(様式5)を提出するものとする。

3 前項の工事出来高確認協力依頼書の提出があった場合は、工程に支障のない範囲で工事現場への立入りを承認する。

(工事請負代金等の請求)

第11条 債権譲受人は、請負契約に定められた検査等の所定の手続を経て、工事請負代金又は部分払金(以下「工事請負代金等」という。)の額が確定した場合に限り、譲り受けた工事請負代金債権の範囲内で、支払を請求することができる。なお、債権譲渡承諾後は、債権譲渡人は工事請負代金等の請求をすることができない。

2 債権譲受人が、請負契約に基づき確定した工事請負代金等の支払を請求するときは、工事請負代金請求書とともに市が指定する口座振替依頼書を提出するものとする。

(契約変更の場合の取扱い)

第12条 債権譲渡を承諾した後に契約変更により当該請負契約の契約金額が変更され、工事請負代金債権の額が変更となった場合は、債権譲渡人は債権譲受人に、契約変更の際に市に提出した承諾書の写しを提出するものとする。

2 債権譲渡人及び債権譲受人は、連署により工事請負代金債権計算書(契約変更用)(様式8)を作成し、契約担当部署に提出するものとする。

(契約解除の場合の取扱い)

第13条 債権譲渡を承諾した後に債権譲渡人の倒産又はその他の理由により当該請負契約が解除され、工事請負代金債権の額が変更となった場合は、市は変更後の工事請負代金債権の額を債権譲受人に通知するものとする。

2 譲渡人及び債権譲受人は、連署により工事請負代金債権計算書(契約解除用)(様式9)を作成し、契約担当部署に提出するものとする。ただし、債権譲渡人の倒産等により、連署による工事請負代金債権計算書(契約解除用)の作成が不可能な場合は、債権譲受人のみの記名押印により作成することができるものとする。

附 則

この「公共工事請負代金債権信託に伴う債権譲渡の承諾に係る取扱いについて」は、令和3年5月1日から施行する。